

議案第29号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」と

いう。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき<u>2,000円</u></p> <p>(52) 及び(53) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>(52) 及び(53) 略</p> <p>(54) <u>警備業法第11条の2の規定に基づく検定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>警備業法第2条第1項第1号又は第3号に該当する警備業務であって、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）第1条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるものに係る検定を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。） 1件に</u></p>

(54) 略

(55) 警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習の実施 1時限につき1,000円

(56) 警備業法第22条第5項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え 1件につき2,000円

(57) 警備業法第22条第6項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の再交付 1件につき1,800円

(58) 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習の実施 1件につき5,000円

(58の2) 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定 次に掲

つき23,000円

イ アに掲げる警備業務以外の警備業務に係る検定を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。） 1件につき22,000円

ウ 検定に必要な試験を免除される場合 1件につき9,700円

(55) 略

(56) 警備業法第11条の3第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習の実施 1件につき37,000円

(57) 警備業法第11条の3第4項（同法第11条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え 1件につき2,100円

(58) 警備業法第11条の3第5項（同法第11条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の再交付 1件につき1,900円

げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 警備業務の種別（警備業法第18条に規定する種別をいう。

以下この号において同じ。）のうち、警備業法第2条第1項第1号又は第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けようとする者である場合 1件につき16,000円

イ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（警備業法施行令（昭和57年政令第308号）第3条の表第2号の国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）を受けようとする者である場合 1件につき14,000円

ウ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（イに規定するものを除く。）を受けようとする者である場合 1件につき13,000円

(58の3) 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付 1件につき10,000円

(58の4) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え 1件につき2,200

円

(58の5) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条

第6項の規定に基づく合格証明書の再交付 1件につき2,000

円

(58の6) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50

号) 附則第5条の規定に基づく審査 1件につき4,700円

(59)～(68) 略

2 略

(59)～(68) 略

2 略

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。